

第2次多度津町環境基本計画

概

要

版



町民の参画と協働でつくる、
自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち
たどつ

2019年6月 多度津町

1. 計画の基本的事項

計画の策定の背景と目的

多度津町は、2000年11月に「環境のまち宣言」を行うとともに、2009年3月に「多度津町環境基本計画」を策定し、各主体と連携・協働して環境の保全に向けた取り組みを進めてきました。

この間、「パリ協定」をはじめ、「持続可能な開発目標」(以下、「SDGs」という)に代表される「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、香川県の「香川県環境基本計画」の策定などが行われています。



これらの動向を踏まえて環境施策を推進するため、「第2次多度津町環境基本計画」(以下、「第2次計画」という)を策定することとしました。

計画の位置づけ

「第2次計画」は、「環境基本法第36条」を受け、上位計画となる国や香川県の環境基本計画の内容を踏まえるとともに、「第6次多度津町総合計画」を環境の側面から総合的・計画的に推進するため、「多度津町環境基本条例第8条」の規定に基づき策定する地域版の環境基本計画となります。

計画の推進主体

町民（民間団体）：一人ひとりが環境に対する意識を持ち、できることに取り組むとともに、自治会等の民間団体と力を合わせ、行動の輪を広げていくことが重要となります。

事業者：事業活動が環境に与える影響を今一度見つめ直し、環境に配慮した取り組みについて、積極的な実践が求められます。

多度津町：環境の保全と創造に関する施策や取り組みを各主体と協働・連携により、推進していくことが求められます。

各主体が連携・協働した計画の推進

計画の期間

「第2次計画」の期間は、2019年度から2028年度までの10年間としますが、今後の様々な社会動向の変化等により、必要に応じ、中間年度を目安に改定を行い、環境施策の見直しや拡充等を図ります。

計画で対象とする環境の範囲

1.【地球温暖化防止】	地球温暖化、エネルギー、気候変動 など
2.【循環型社会の形成】	廃棄物、水循環 など
3.【自然環境の保全】	生物多様性、農地、有害鳥獣 など
4.【快適空間の確保】	大気、水質、騒音・振動、土壌、悪臭、化学物質、景観、公園、歴史・文化財、安全・安心 など
5.【学びと活動の輪】	環境教育・環境学習・環境保全活動 など

2. 将来の環境像と計画目標



将来の環境像

多度津町が誇る海・山・川などの恵まれた環境を今後も継続して守り育てていくためには、各主体が「将来の環境像」の実現に向けた積極的な連携・協働による取り組みが必要不可欠となります。

そのため、「第2次計画」で多度津町が目指す「将来の環境像」を「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまちたどつ」と定めます。



計画目標

1. 地球温暖化防止：地球の環境にやさしいまちづくり

地球温暖化対策に向けては、一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直し、省資源や省エネルギー活動に関する意識を持つ必要があります。

そのため、多度津町が率先して公共施設等への再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を取り入れ、多度津町内での波及を促すとともに、今後も地球温暖化防止に向けた各種対策を積極的に推進していきます。

2. 循環型社会の形成：環境に配慮した持続可能なまちづくり

家庭や事業所から排出されるごみの減量化に向け、多度津町内のリサイクル活動の活性化に地域が一体となって取り組むことで、発生抑制、資源循環、適正処理等を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

3. 自然環境の保全：豊かな自然と調和したまちづくり

多度津町内の美しく豊かな自然環境の継承に向け、地域の自然や生物多様性に関する様々な保全活動に地域が一体となって取り組むことで、生物多様性を確保するとともに、自然環境と人とのふれあいを通じた意識の高揚を促します。

4. 快適空間の確保：みんなが安心して暮らせるまちづくり

大気汚染や水質汚濁等の環境汚染の少ない安全・安心で美しいまちは、私たちの快適な暮らしの前提となるものです。

そのため、大気や水質等を良好な状態に保つと同時に、多度津町内に存在する貴重な文化財等の各種資源の保全・活用や景観の向上に努めることで、みんなが安心を実感し、暮らすことができる快適な環境を創出していきます。

5. 学びと活動の輪：みんなで地域の環境を良くするまちづくり

家庭や学校、職場や社会活動等の様々な場所において、各主体が積極的な姿勢で環境教育や環境保全活動に取り組むことで、豊かな環境を今後も守り育て、学びと活動の輪を波及させていきます。

3. 環境施策の推進

「将来の環境像」及び「計画目標」の達成に向け、各種取り組みについて、各主体と連携・協働して実施するとともに、「SDGs」の目標の達成に貢献していきます。

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で、150を超える各国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げられ、2016年から2030年までの国際的な目標として「SDGs」が設定されました。

「SDGs」は、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。



図：「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標

【資料：国際連合広報センター】

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
1. 地球温暖化防止 地球の環境に やさしいまちづくり 	 エネルギーをみんなに もしてクリーンに  働きがいも 経済成長も  産業と技術革新の 基盤をつくろう  気候変動に 具体的な対策を	(1) 資源・エネルギーの有効な利用	①省エネルギー機器の普及 ②エコドライブの推進 ③低公害車の普及 ④低炭素な移動手段の選択の促進 ⑤住宅・建築物の省エネルギー化の推進 ⑥再生可能エネルギーの導入促進
		(2) 総合的な地球温暖化対策の推進	①多度津町の率先した地球温暖化対策の推進 ②温室効果ガス排出抑制対策の推進 ③「COOL CHOICE」の推進 ④気候変動による「適応策」の検討
		(3) フロン類及び酸性雨対策の推進	①フロン類対策の推進

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
2. 循環型社会の形成 環境に配慮した 持続可能なまちづくり 	 飢餓を ゼロに  つくる責任 つかう責任  海の豊かさを 守ろう  陸の豊かさも 守ろう	(1) 廃棄物の発生抑制と再利用	①生ごみの減量化と食品ロス削減 ②ごみを出さないライフスタイルの確立 ③事業系ごみの減量化とリサイクルの推進 ④資源回収活動の促進
		(2) 廃棄物の適正処理	①不法投棄防止と産業廃棄物対策の推進 ②野外焼却の禁止徹底 ③廃棄物処理施設の適正な運営 ④適正処理が困難な廃棄物への対応 ⑤水循環の推進 ⑥海ごみ対策の推進

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
3. 自然環境の保全 豊かな自然と 調和したまちづくり 	 	(1) 生物多様性の確保及び自然環境の保全	①豊かな自然環境の保全 ②希少野生動植物の保護の推進 ③特定外来生物対策の推進 ④農地の適正管理と環境保全型農業の促進 ⑤有害鳥獣対策の推進
		(2) 人と自然とのふれあいの推進	①農業や漁業資源の有効活用と支援 ②自然体験や観察会の実施

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
4. 快適空間の確保 みんなが安心して暮らせるまちづくり 	  	(1) 大気環境の保全	①広域大気汚染物質対策の推進 ②事業者に対する指導の実施 ③アスベスト対策の推進
		(2) 水環境、土壌・地盤環境の保全	①水質汚濁発生源対策の推進 ②水辺の美化と親水空間の形成 ③水質の監視体制充実と生物調査の実施
		(3) 騒音・振動・悪臭・化学物質対策	①自動車騒音や振動の監視 ②事業者に対する指導の実施 ③町民（民間団体）への啓発の推進
		(4) 歴史的・文化的遺産の保全	①文化財保護意識の高揚 ②歴史的・文化的遺産の活用と伝統文化の継承
		(5) 快適な環境づくり	①良好な景観への配慮 ②公園や緑地の整備の推進 ③各主体等による美化活動の推進 ④空き家や空き地の適切な管理 ⑤ペットのふん害防止対策の推進

【計画目標】	【SDGsの目標】	【環境施策】	【多度津町の取り組み】
5. 学びと活動の輪 みんなで地域の環境を良くするまちづくり 	 	(1) 環境教育及び環境保全活動の推進	①学校における環境教育の推進 ②家庭における環境教育の推進 ③環境保全活動に関する情報提供と人材確保 ④地域や職場の環境教育・環境保全活動の促進
		(2) 環境に配慮した一体的な取り組みの推進	①食育と地産地消の推進 ②環境マネジメントシステムの普及

1. 【地球温暖化防止】

～地球の環境にやさしいまちづくり～

【多度津町の主な取り組み】

- 電気自動車やハイブリッド自動車等の普及、公共施設等への充電設備の設置
- 公共交通機関の利用促進による区域の温室効果ガス排出量削減
- ZEH・ZEB、省エネルギー型の設備や機器、運用改善等に関する情報提供
- 住宅用太陽光発電システムに関する補助制度拡充と公共施設等への導入
- 「第4次多度津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進
- HPや「健康フェスタ」等のイベントを活用した「COOL CHOICE」に関する啓発
- 気候変動の「適応策」に関する各種情報収集、各主体に向けた啓発

【町民（民間団体）の主な取り組み】

- 断熱や採光等の住宅の改修、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入
- マイカーの電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車への切り替え
- 「かがわ省エネ節電所」の活用や「COOL CHOICE」等の賢い選択による省エネルギー行動

【事業者の主な取り組み】

- 再生可能エネルギー設備の導入
- 社用車の電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車への切り替え

2. 【循環型社会の形成】

～環境に配慮した持続可能なまちづくり～

【多度津町の主な取り組み】

- 「生ごみ処理容器購入助成金」等の補助制度や講習会の開催等による啓発
- 食材の有効活用や「3010（さんまるいちまる）運動」等に関する啓発
- スーパー等の各店舗における店頭回収と連携した資源ごみ回収ルートの確保
- マイクロプラスチックを含む海ごみ発生防止に向けた「広報たどつ」やHP等による啓発
- 一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」等の各主体と連携・協働した海ごみの回収や処分

【町民（民間団体）の主な取り組み】

- 生ごみのコンポスト化等のごみを減らす取り組み
- 食品の食べ残しや賞味期限切れによる廃棄防止
- 環境美化や地域住民の3Rに対する啓発

【事業者の主な取り組み】

- 調理の工夫や食材を有効活用したメニューの提供による食品ロス削減や「3010 運動」等の啓発



3. 【自然環境の保全】

～豊かな自然と調和したまちづくり～

【多度津町の主な取り組み】

- 高見島や佐柳島をはじめとする多島美の魅力向上と人々に対する啓発
- 各主体が連携・協働した桜川の清掃活動、各種イベント等の開催による啓発
- 「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づく希少野生動植物の保護
- 特定外来生物に関する情報提供、関係機関と連携した侵入防止策
- 有害鳥獣による被害防止に向けた防護柵設置や若手狩猟者及びリーダーの育成

【町民（民間団体）の主な取り組み】

- 多度津町内の自然環境、動植物、社寺林等の保護・保全に向けた協力
- 野生生物の生息・生育状況等の調査や情報提供
- 有害鳥獣を誘引しない環境づくり

【事業者の主な取り組み】

- 開発事業における土地利用計画等の設計や工事の際の自然環境の保全



4. 【快適空間の確保】

～人が安心して暮らせるまちづくり～

【多度津町の主な取り組み】

- 関係機関と連携した光化学オキシダント注意報や警報、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報等の提供
- 家庭でできる生活排水対策に関する啓発
- 文化財を紹介するマップやパンフレット等の作成・改定
- 景観の保全に関する啓発、屋外広告物設置や管理等に関する規制や誘導
- 古民家や寺社景観等の歴史的風致を形成する景観の維持向上
- 各主体と連携・協働した公園整備、災害時の避難場所としての機能拡大
- 「香川さわやかロード」を活用した道路の清掃、除草や草刈、緑化活動
- 公園、道路、学校等の緑化促進、各家庭や事業所における「緑のカーテン」等に関する情報提供
- 「多度津町空き家改修支援事業補助金」、「多度津町空き家等を活用した地域創生事業補助金」に関する啓発
- 「地域猫活動」等による猫の不妊や去勢手術費に対する継続した助成

【町民（民間団体）の主な取り組み】

- 廃食油の適正処理、水切りネットの使用等による生活排水対策
- 地域の文化財や歴史的建造物の保全への協力
- 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花の保全と適切な管理に向けたボランティア活動
- 空き地等の適切な維持管理

【事業者の主な取り組み】

- 「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等の遵守
- 創業時の建築物等の歴史的・文化的遺産の保全
- 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花の保全と適切な管理に向けたボランティア活動
- 建物の建築時の周辺景観への調和に向けた配慮
- 未使用の社有地等の適切な維持管理

5. 【学びと活動の輪】

～みんなで地域の環境を良くするまちづくり～

【多度津町の主な取り組み】

- 各教科や総合的な学習の時間を活用した児童に対する環境教育・環境学習
- 「さめきっ子環境スタディ」を活用した学校における環境教育の授業内容の充実
- 「広報たどつ」や HP 等への環境保全活動に関する情報の掲載、「SNS」等の「ソーシャルメディア」を活用した情報発信
- 地元の農水産物や食材を活用した給食の提供等による「さめき漬フルーツ」等の特産品の PR、加工品開発や販路開拓に対する各種支援
- 「広報たどつ」等を通じた「ISO14001」や「エコアクション 21」等の環境マネジメントシステムの啓発活動、先駆的な環境負荷低減に取り組む事業者に対する各種支援

【町民（民間団体）の主な取り組み】

- 地元の農水産物や食材の積極的な購入
- 多度津町が発信する情報等を参考にした環境にやさしい暮らしのための各種取り組み
- 地域性、専門性を考慮した環境学習に関するイベント等の企画・実行

【事業者の主な取り組み】

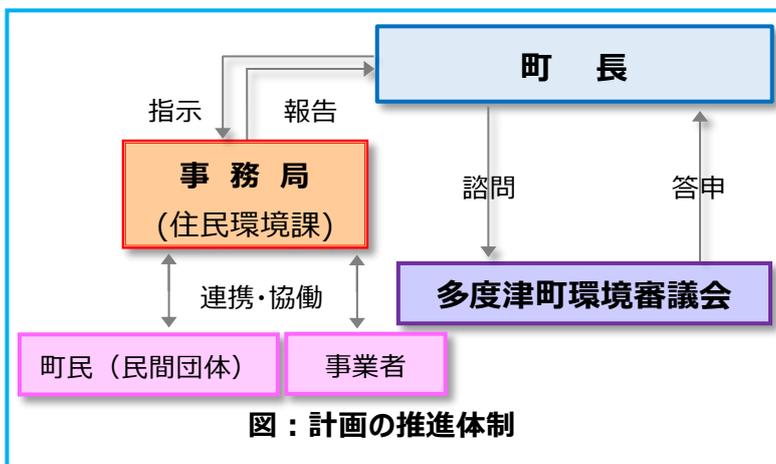
- 小売店や卸売店における地元の農水産物や食材の積極的な取り扱い
- 環境保全活動の活性化に向けた職場における環境教育
- 「ISO14001」や「エコアクション 21」等の「環境マネジメントシステム」の認証取得



4. 計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制

「第2次計画」の推進にあたっては、各主体が緊密に連携・協働し、具体的な行動が実現可能となる体制の構築を目指します。



◎多度津町環境審議会

町民（民間団体）の代表及び事業者の代表等で構成される「多度津町環境審議会」で、毎年度、事務局から「第2次計画」で掲げた環境施策の推進状況等を報告し、総合的な観点から意見等を募ることとします。

更に、今後の国際社会や日本国内の動向等の変化を踏まえ、中間年度の2023年度を目安に改定を行い、環境施策の見直しや拡充等を図ります。

計画の進行管理

「第2次計画」の実効性の確保に向けて、進捗状況の客観的な評価と課題の整理を行い、各種取り組みの着実な推進を図ります。

施策の実施状況等について、Plan（計画の立案）、Do（計画の運用）、Check（計画の評価）、Action（計画の見直し）の「PDCAサイクル」を繰り返し、継続的な改善を図ります。



図：「PDCA サイクル」のイメージ

多度津町住民環境課 〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町1丁目1番91号
 TEL : (0877) -33-4480 FAX : (0877) -33-2450
 E-mail : jyukan@town.tadotsu.lg.jp